苫小牧市耐震改修促進計画(第3次)概要版

第1章 計画の目的等

§ 経 緯: 平成 18年 6月 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正(国)

> 平成 18 年 12 月 「北海道耐震改修促進計画」策定(道) 平成 20 年 3 月 「苫小牧市耐震改修促進計画」策定(市)

平成 29 年 2月 「苫小牧市耐震改修促進計画(第2次)」策定(市)

§ 目 的: 地震による被害の軽減を図り、市民の方々の安全で安心な生活を確保するため、市内の住

宅及び建築物の耐震化を計画的に促進する。

§ 位置付け: 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に基づき本計画を定め、「北海道耐震改

修促進計画」や本市の上位計画、分野別計画と整合を図る。

§計画期間: 令和3年度から令和7年度までの5年間

第2章 想定される地震の規模と被害の状況

§ 苫小牧市における想定地震

「北海道耐震改修促進計画」では、「北海道地域防災計画」に基づき、30 の地震を想定。苫小牧市に おいては、これらの地震のうち、胆振総合振興局管内で人的被害が最大となる石狩低地東縁断層帯南部 の地震を想定。

§ 想定地震による建築物被害想定

北海道では、北海道地域防災計画の想定地震に基づき、各(総合)振興局管内で地震に係る被害調査 を実施。胆振総合振興局管内で人的被害(死者数)が最大となる被害想定結果は、以下のとおり。

		人的被害			建物被害(揺れに起因)		
死者数が最大と なる想定地震	最大 震度	総人口	死者数	重軽傷者 数	総棟数	全 棟 数 (全壊割合)	全半壊 棟 数 (全半壊割合)
石狩低地東縁 断層帯南部 (N10)	7	413,968	58	706	161,835	1,676 (1.0%)	4,510 (2.8%)

第3章 住宅・建築物の耐震化の現状

§ 耐震化の現状:耐震化の現状は以下のとおり。

区分	平成27年度 (前計画終了時)		令和 2 年度 (現状)		
	目標	実績値	目標	実績値	
住宅(戸建て住宅、共同住宅)	90%	88.4%	95%	90.6%	
多数利用建築物 ※	90%	69.1%	95%	88.6%	
耐震診断義務付け対象建築物 ※	_	_	_	90.0%	

^{※「}多数利用建築物等一覧表」参照

注)住宅及び多数利用建築物の耐震化率の算定には、新耐震基準の建築物を含み、耐震診断義務付け対象建築物の耐 震化率の算定には、新耐震基準の建築物を含みません。

第4章 住宅・建築物の耐震化の目標

§ 耐震化の目標:「北海道耐震改修促進計画」を踏まえて設定

区分	令和 7 年度 (目標)	令和 12 年度 (目標)			
住宅(戸建て住宅、共同住宅)	95%	おおむね解消			
多数利用建築物 ※	おおむね解消				
耐震診断義務付け対象建築物 ※	おおむね解消	_			
※「名数利田建築物等一覧表」参昭					

第5章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

§ 各主体の役割

苫小牧市	道	所有者	建築関連業者
住宅・建築物の耐震化の 促進に向けた施策を実 施する	広域的、総合的な観点から、市町村と連携して施 策を推進する	主体的に住宅・建築物の 地震に対する安全性の 確保・向上に努める	地震に対する安全性を 確保した住宅・建築物の 建築、改修等に努める

§ 耐震化の促進に向けた施策

- 1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

施策	施策の内容				
	(1) 耐震化に関する情報の提供				
	(2) 地震防災マップの公表				
1 住宅・建築物の地震に対する 安全性の向上に関する啓発及び	(3) 各種認定制度に関する情報の提供				
知識の普及	ア 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率の緩和				
	イ 建築物の地震に対する安全性の表示制度				
	ウ 区分所有建築物の議決要件の緩和				
	(1) 住宅の耐震化の促進				
	ア 住宅の耐震診断の促進				
	イ 住宅の耐震改修の促進				
	(2) 支援制度の充実と他施策との連携				
	(3) 多数利用建築物の耐震化の促進				
	(4) 不特定多数の者等が利用する大規模建築物の耐震化の促進				
2 耐震診断・改修の促進を図る	(5) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物				
ための支援や環境整備	(6) 市有建築物の耐震化の促進				
	(7) その他の地震時の安全対策の推進				
	ア 窓ガラス等の落下の防止対策				
	イ 大規模空間の天井の脱落防止対策				
	ウ エレベーター内の閉じ込め防止対策				
	エーブロック塀等の倒壊防止対策				
	(8) 耐震診断・耐震改修に係る相談体制の充実				

第6章 建築基準法に基づく勧告又は命令等

- § 市は、建築物の所有者に対して、耐震性能の向上について適切な措置をとるよう指導・助言を行うよう 努める。
- §市は、所有者が必要な対策をとらなかった場合には、建築基準法に基づく勧告・命令を行う。
- § 市は、住宅・建築物の地震に対する安全性の確保・向上を図るため、他の所管行政庁と連携して指導等を進める。

【多数利用建築物等一覧表】

用	途	多数利用建築物 (法第 14 条)	耐震診断義務付け 対象建築物 (法附則第3条)	
学校	小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程、特別支援 学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以 上(屋内運動場の面積を含む。)	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以 上 (屋内運動場の面積を含む 。)	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000 ㎡以 上		
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以 上	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以 上	
ボーリング場、スケート場、水泳場その位	也これらに類する運動施設			
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場			階数3以上かつ5,000 ㎡以上	
集会場、公会堂				
展示場		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以		
卸売市場		上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を	を営む店舗		階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以	
ホテル、旅館			上	
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、	下宿			
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーの	-ムその他これらに類するも	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障れらに類するもの	章書者福祉センターその他こ	上 	上	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	if and the second secon	階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以 上	
博物館、美術館、図書館			階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以 上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラ れらに類するもの	ラブ、ダンスホールその他こ			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これ む店舗	いらに類するサービス業を営	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以 - 上		
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に	こ供する建築物を除く。)			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の 旅客の乗降又は待合の用に供するもの	発着場を構成する建築物で		RICKNE O LLL L	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の何	亨留又は駐車のための施設 		階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益	益上必要な建築物 			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する	る建築物	政令で定める数量以上の危 険物を貯蔵又は処理するす べての建築物	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物	